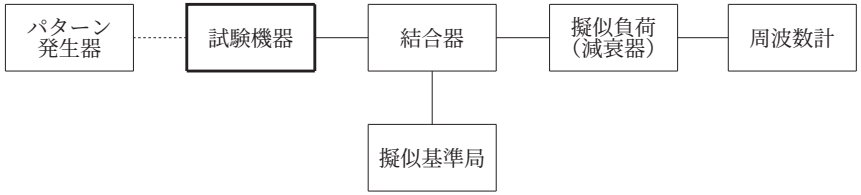
⑵　周波数追従機能を機能させる場合



2　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調状態は、無変調状態とする。

⑶　無変調状態にできない場合は、フレーム構造を含む変調された連続波とし、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態とする。

4　測定操作手順

⑴　周波数追従機能を有しない場合又は機能させない場合

ア　１⑴の系統で測定する。

イ　バースト波の場合は、20以上のバースト波について測定し、その平均値を測定値とする。

⑵　周波数追従機能を機能させる場合

ア　１⑵の系統で測定する。

イ　擬似基準局を試験機器の周波数追従機能が有効になる周波数に設定して、擬似基準局の周波数偏差を測定し、基準局の周波数偏差とする。

ウ　擬似基準局の出力を試験機器の周波数追従機能が有効になる出力レベル及び変調状態とする。

エ　試験機器の周波数追従機能を有効にして試験機器の送信出力周波数を測定する。

オ　バースト波の場合は、20以上のバースト波について測定し、その平均値を算出し測定値とする。

カ　擬似基準局の周波数を許容偏差の下限から上限までの間で変化させて、試験機器の周波数を測定する。

5　試験結果の記載方法

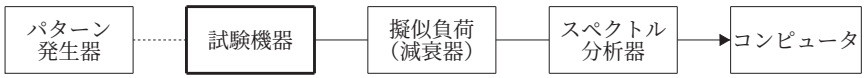
測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

３⑶において、四分のπシフト四相位相変調方式の変調状態とした場合は、波形解析器を用いて測定する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験機器の状態は、通常の通信状態とする。

⑵　変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告O.150によるＰＮ９段符号）により変調する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについてdB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

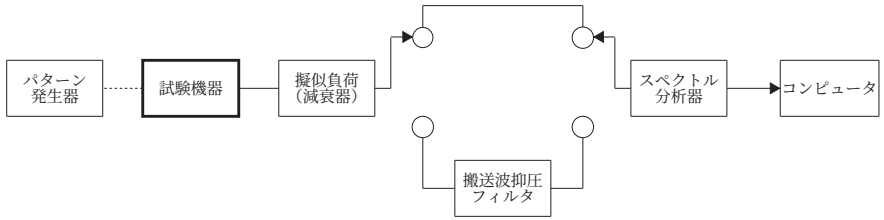
占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

6　その他

３⑵において、標準符号化試験信号として、フレーム構造を含む変調状態の場合は、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態を含むものとする。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　搬送波抑圧フィルタは、スペクトル分析器等の測定系のスプリアス又は不要発射レベルが試験機器のスプリアスより高い場合に使用する。

⑵　スプリアス領域における不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波±62.5kHzから１MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域１」という。）の場合は搬送波±１MHz、搬送波±１MHzから10MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域２」という。）の場合は搬送波±10MHz、搬送波±10MHz未満を除く周波数範囲（以下この表において「その他の帯域」という。）の場合は100MHz